

事例 9

県産農産物の輸出促進のため、セミナー開催に取り組む関係者

【背景・目的】

自治体が自県産農産物の一層の輸出拡大に向け、新たな輸出取組者の掘り出し等を目的にセミナーを開催した。そのセミナーに輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準について、課題解決支援事業専門家に講演が依頼された。なお、本セミナーでは、支援事業の講演のほか2講演が実施された。

【セミナーの内容】

1. 対象者：農産物等の輸出に取り組みたい方、事業拡大を考えている方、輸出に興味・関心を持っている方（生産者、集荷・販売事業者、関係機関等）
2. 方法：会場でのリアルセミナー及びオンラインセミナーによる開催
3. 講演内容：
 - ①青果物輸出拡大の意義とポイント
 - ②「生産者」で終わらない「経営者」としての農業
 - ③農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬このうち、③について課題解決支援事業の専門家が講演を行った。



(セミナー会場の様子)

【セミナーでの専門家の説明内容】

専門家は、次の事項について資料に基づき説明した。また、質疑等もあったことから、丁寧な説明を行った。

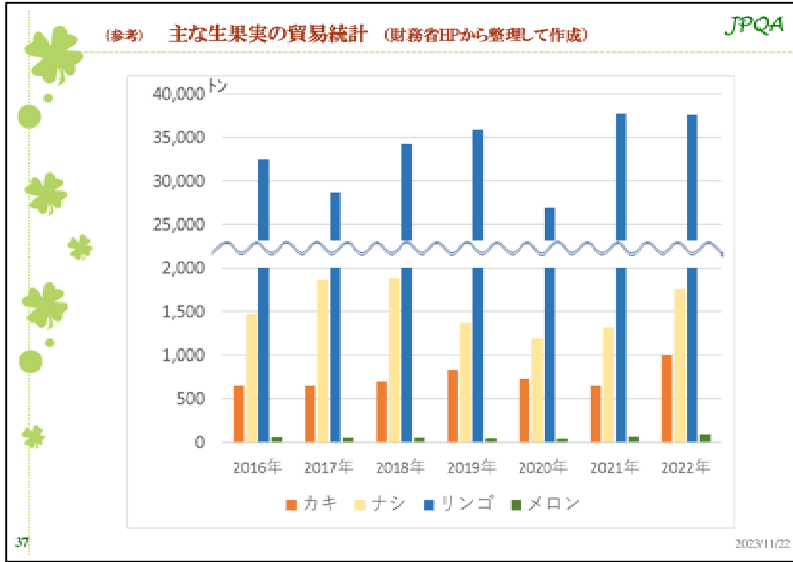
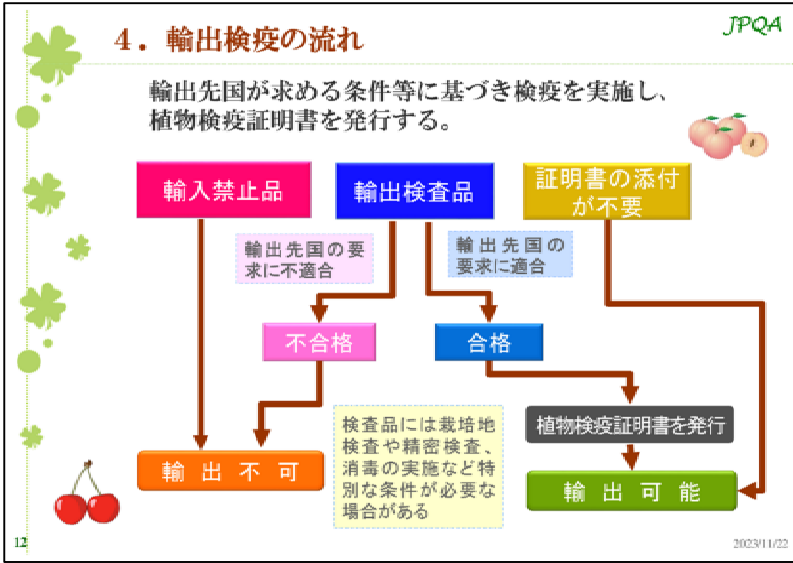
- ・ 検疫 (Quarantine) とは
- ・ 植物防疫法の役割
- ・ 植物検疫制度の骨格
- ・ 農産物の輸出
- ・ 輸出検疫の流れ

- ・ 諸外国の植物検疫要求の主な内容
- ・ 植物防疫所 HP 掲載の植物検疫条件早見表（貨物）
- ・ 主な国の検疫条件一覧
- ・ 植物検疫の流れ（一般的な場合）
- ・ 植物検疫の流れ（輸入許可証（Import Permit）が必要な場合）
- ・ 検査を実施する場所
- ・ 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
- ・ 農産物の輸出に当たって確認・実施すべき事項
- ・ 植物の輸出入に関する実際の流れ
- ・ 農薬の残留基準とは
- ・ 諸外国における残留農薬基準値に関する情報
- ・ 台湾で残留農薬により不合格となった事例
- ・ 農産物輸出に係る残留農薬の課題と対策
- ・ 輸出実績



（植物検疫と残留農薬に関して講演する専門家）

出席者から①検査手続きに係る申請等は誰が行うのか、②輸出検査はどんな風に行われるのかなど質問があったことから、①申請手続きはどなたでも出来ること、一般的には輸出しようとしている方或いは輸出者から依頼を受けた通関業者などがおこなっていること、②特別な検疫条件のない場合は輸出する荷口全体から必要な量をサンプリングして目視検査が行われること、また輸出検査には立会が必要なこと、検査場所は、植物防疫所又は倉庫や集荷地などで行われることなどを説明した。また、専門家は無償で何処にでも来てくれるのかとあったことから、相談窓口にご相談いただければ日程調整して対応させていただく旨を回答した。



4-2. 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

残留農薬基準値は各国・地域等のWebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、正確性を保証するものではありません。本基準値は、調査時点の最新であり、

農薬名	農薬の主要成分	検出限界値	日本の基準値 (mg/kg)	EUの基準値 (mg/kg)	米国の基準値 (mg/kg)	台湾の基準値 (mg/kg)	韓国の基準値 (mg/kg)	その他の国・地域の基準値 (mg/kg)	備考
FOXSTROBIN	FOXSTROBIN	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
AMISULBROM	AMISULBROM	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
ALDRIN and DIELDRIN	ALDRIN and DIELDRIN	0.01	0.01	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	
ISOXADIFEN-ETHYL	ISOXADIFEN-ETHYL	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
SOTIAMIL	SOTIAMIL	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
PROCARB	PROCARB	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

農林水産省HPより

38 2023/11/22

(講演に使用したスライドの例)

【セミナー終了後の相談】

当該セミナーを実施した自治体を通じて、セミナー参加者からインドに生果実を輸出したいので検疫条件を教えて欲しい。また、タイ向けにコメを輸出したいので検疫条件を知りたいとの相談があった。

【支援等の内容】

インド向け生果実については、種類によって検疫条件が異なる。例えば①リンゴ生果実では生産園地及び選果こん包施設の登録、消毒（低温処理又は臭化メチルくん蒸）の実施、査察の受け入れなどがある、②モモ生果実ではチチュウカイミバエと *Rhagoletis* を対象としたくん蒸の実施などが求められている、③ナシ生果実は、検疫条件未設定のため輸出できないなど様々である旨を説明した。

タイ向けコメについては、①精米は植物検疫証明書の添付が求められているので、輸出前に輸出検査を受け取得する必要がある、②輸出検査は、植物防疫所又は集荷地等で実施される、③集荷地で実施する場合は、検査のための十分な明るさや安全面などが求められる、④一方、玄米については、検疫条件が未設定のため輸出できないなどを説明した。

【産地等の取り組み】

インド向け生果実については、検疫条件が厳しいと感じており、輸出を断念した。特にくん蒸による味の変化や品質の劣化などが想定され、輸出は難しいと考えている。

タイ向けについては、精米 5 袋 10Kg を輸出することができた。専門家のアドバイスに従い、最寄りの植物防疫所で検査を受け、植物検疫証明書を添付して、郵便物でサンプル輸出した。今後、タイからのオファー等を得て、精米を継続的に輸出していきたい。

【評価・所感】

当該セミナーには生産者や輸出事業者など関係者 33 名が会場に参集し、またオンラインにより 25 名が参加した。参加者は熱心に聴講し、活発な質疑応答が行われるなど、農産物の輸出に関して非常に関心が高いことが伺われた。セミナー開催の担当者からは、参加者からの反響は良く、検疫に関する情報が欲しいので今後も開催して欲しいなどの要望があったとのことであった。

課題解決支援事業では、今後も自治体等が開催する農産物輸出に係るセミナーなどに講師派遣を積極的に行うなど対応していくこととしている。また、セミナー後に参加者などから寄せられる個別の相談等にも親密に対応するとともに、相談内容に応じて必要な専門家を派遣するなど輸出拡大に向け適切な支援を行っていくこととしている。